

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

(開催要領)

1 日時 平成 26 年 9 月 12 日（金）10:08～10:34

2 場所 永田町合同庁舎 7 階特別会議室

3 出席

<WG 委員>

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所招聘教授

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<提案者>

上原 高志 株式会社三菱東京 UFJ 銀行法人企画部次長

川崎 昌和 株式会社三菱東京 UFJ 銀行法人企画部上席調査役

柴田 智洋 株式会社三菱東京 UFJ 銀行法人企画部調査役

山口 真史 株式会社三菱東京 UFJ 銀行法人企画部調査役

<事務局>

内田 要 内閣府地域活性化推進室長

富屋 誠一郎 内閣府地域活性化推進室室長代理

松藤 保孝 内閣府地域活性化推進室参事官

(議事次第)

1 開会

2 議事 公共調達分野における電子記録債権の活用を通じたベンチャー企業の成長促進

3 閉会

○松藤参事官 それでは、続きまして、三菱東京UFJ銀行からお話を伺いたいと思います。今日は、法人企画部の上原次長様ほかの皆さんに来ていただいております。本日の資料ですけれども、原則公開とさせていただいているが、特に非公開の要望等ございましたら、おっしゃっていただければいいのですが、いかがでしょう。

○上原次長 特にございません。

○松藤参事官 座長、よろしくお願いします。

○八田座長 わざわざお越しくださいまして、どうもありがとうございました。

それでは、早速御説明をお願いいたします。

○上原次長 それでは、別紙のパワーポイントの資料に従いまして、説明させていただき

ます。

国家戦略特区における公共調達分野における電子記録債権の活用を通じたベンチャー企業の成長促進ということで取り上げさせていただいております。

おめくりいただきまして、1ページ目でございます。提案の骨子とございますが、大きく図にございますように、再興戦略の中でうたわれておりますけれども、公共調達分野へのベンチャー企業の参入促進というところを取り上げさせていただきました。中でも、イノベーションによる新たな労働投入量の確保及び生産性の飛躍的向上といったものをベンチャー企業の育成とあわせてつなげていってはどうかという提案でございます。

その上で、ベンチャー企業の資金面での参入障壁も解消していこうということを電子記録債権で実現していこうというものが提案の骨子でございます。

続きまして、2ページ目、背景を御説明させていただきます。こちらは表にございますように、国内のインフラの更新費用といったものが国土交通省の見積もりによりますと、今後約50年間で190兆円、これは行わなければならないリプレースメントというものが発生する。こういう目に見える需要、これを活用してベンチャー企業というものを育てていけないかというコンセプトでございます。

また、下にございますように、労働力人口、これの予想も大きく見れば労働力人口は減っていくということは事実としてございますので、これを近年盛んに開発されておりますロボット技術あるいは生産技術、こういったものを活用した新しいやり方で付加価値を向上させて、賃金単価自体も改善できないかということを取組のコンセプトにしております。

3ページ目、これを実現するに当たり、種々の現状と課題ということで大きく5点まとめさせていただいております。

まず、公共調達におきましては、赤側にございますように、先例主義、実績主義等ございますので、こちらについては、公共調達分野は一定の市場規模がある、非常に民間事業者にとっても大きなマーケットでありながら、こういった先例主義等が残っている。

また、政府における日本再興戦略におきましても、ベンチャー企業の参入促進ということを目指す方針でございますけれども、それをするためには、既存の慣行、こういったものを規制とともに打破することが必要ではないかと考えております。

3点目といったしましては、ベンチャー企業による技術開発・商品開発はオープンイノベーションによる迅速性・機動性の高さが魅力である。一方で、ただし公共調達分野においては、ベンチャー企業が活躍できる体系的な制度やイノベーション創出のプラットフォームがまだ確立されていないというところで、貢献できないかと思っています。

四つ目では、公共調達分野における支払い、これは原則完了後の精算払いというものが基本になっておりますが、一方で資本力、資金調達力に課題のあるベンチャーにとっては、精算払いというものがワーキング・キャピタルを構成する上においては課題になるのであろう。

最後に、ベンチャー企業の技術力を生かせる領域については、公共調達分野に相応に存

在するだろうということで、こういう技術力を生かせる分野をきめ細かく求める技術シーザを設定して、積極登用するということができるのではないか。

私どものほうでは、下にございます各分野のうち、一番右側の公共工事、こういったものをパイロット分野として御提案申し上げるというのが、今回の内容でございます。

4ページ目でございますけれども、実は私ども電子記録債権を活用しまして、災害公営住宅、この資金調達支援というものを昨年度から行ってまいりました。具体的には、女川町という宮城県の小さな町があるのですが、ここで災害公営住宅を加速度的に建設していくこうという中で、資金調達、特に売上高1億円内外の事業者たちが円滑に資金調達をして住宅を立てていくということにおいて課題が残っているということで、この電子記録債権を活用したスキームを導入しております。

具体的には、女川町が協議会に一括発注する債権を私どものほうに譲渡いただきまして、譲受けをさせていただきまして、これに基づいて建築事業者が住宅を建てた出来高によって、この電子記録債権を発行し、それを割り引くということで運転資金を供給させていただくというスキームでございます。

地元建設事業者の声ということで一部取り上げさせていただいているだけでも、最初は電子記録債権という耳なれない言葉で戸惑いもありましたけれども、使ってみると非常に良い仕組みで、柔軟に対応させていただいているということで、新たに資金支援の準備をしてもらうとなる時間が無駄に流れるので、復興が遅れることになるということで、このスキームで引き続き使っていきたいということで、足元はまだ半年以上たっても使っていただいているというスキームになっております。

おめくりいただきまして、5ページ目でございます。そのスキームがどんな使い勝手かということを5ページ目で簡単に御紹介させていただきたいと思います。大きくはタブレットを使って検査をしていくという仕組みでございまして、これは簡単に市販されているタブレットを使います。このタブレットを各下請の事業者、もしくは地元の建設元請業者、この方々に持っていただきまして、これで出来高を写真に撮ってGPS情報とともにレンタルサーバーに飛ばしていただけます。これに基づいて出来高を査定して、簡易に査定した上で資金化していくという流れでございます。

○八田座長 出来高というのは、建設の状況ということですか。

○上原次長 そのとおりです。

例えば棟上げがされたとか、基礎の工事が終わったとか、そういうことを指しております。

どんな使い勝手なのかということで、下の6ページ目でございます。i Padを立ち上げますと、申請のページで自身のID、パスワードを入力していただきます。そうすると、あらかじめ何がどう建てられる計画かということがこちらで分かっておりますので、それを登録したサーバーにつながりまして、申請の対象の物件、これを選んでいただく。ここを押していただくと、左下にございますように、今、どの状況なのか。これもあらかじめ協議

して決めておきます。基礎工事が終わったのだというところを例えば選んでいただきますと、例えばファイルを選択していただいた後に、写真を撮りますというボタンが出てきますので、それを撮るとこの下の④のように写真が撮られる。これを最後に申請ということで申請していただくということになりますと、7ページのこういったものが本部側のサーバーに蓄積されていきます。これをもって、一定程度の出来高を目で確認できますので、その確認時点に応じてあらかじめ決められた出来高割合に応じた債権分を割り引くということで電子記録債権を発行して、それを割り引くことで資金供給を行うというスキームでございます。

大体月に1回あるいは2回ということで、適宜皆さん色んな事業者で申請してきて、電子的にこういったものを解析した上で、大体1週間から2週間で資金化が行われるということを繰り返して、工事が終わるまでのつなぎ資金にしていくという仕組みでございます。

8ページ目、そこで私ども今回最終的な目指す姿といたしまして考えているのが8ページの図でございます。具体的に御説明させていただきますと、公共工事の発注者、地公体のほうからこのベンチャー企業に工事を発注していただく。その上で、同時に検査、検査業務を民間のほうにも委託していく。私どもの場合は、今回は三菱総研と協働させていただきました。その上で、ベンチャー企業で一定の工事等が終わりますと、それが報告され、それを民間の検査機関が各自治体にも報告を入れます。それと同時にその情報を金融機関にも提供する。その段階で金融機関としては審査が終わりますので、公共工事の発注者は電子債権を振り出せば、それをほぼ無審査で金融機関としても割り引ける。こうしたことで円滑に資金が回っていくということで、ベンチャー企業が運転資金に困ることなく作業を続けられるということで循環が生まれるのではないかということを考えております。

○八田座長 基礎的なところで分からぬのですが、普通自治体が債権を発行するといつたら金を借りるために発行するのだと思うのですが、この場合には支払うためにということですか。

○上原次長 いわゆる手形でございます。

○八田座長 手形ですね。単に手形を発行するので、直接事業者に対してやればよさそうだけれども、検査したりする能力がないから、そこを銀行を通じてやるということですね。

○上原次長 実はここでリスクテイクを銀行はしております、公共工事の前提として当然検査、検品が終わった後に税金で払いますので、それが終わった後に払うのが原理原則になっています。ただ、それではその後にお金が入ったのでは運転資金にならないので、その前にお金が欲しい。ここにギャップが生じます。ここを簡単な検査をもって、そこに瑕疵がなければ払われますよという状態を目で確認して、私どもはそのリスクはとった上で買取りをするということになっています。

○八田座長 工事完了後に手形をクリアするというか、銀行にお金が入ってくるわけだから、そこまではリスクをとりますということですね。

○上原次長 そうです。

○八田座長 分かりました。

○上原次長 この金利負担も当然のことながらベンチャー企業のほうが負担するということで、地方債等で払うとなると地公体が負担しますけれども、今回は信用だけ出して特に金利負担発生しませんので、当然ベネフィシャリーであるベンチャー企業のほうが金利としては発生する。

ただ、私ども工事さえ終われば地公体からお金が入ってきますので、一番高い格付をもってファイナンスをすることができますので、そういった意味では、地公体の高い格付を使ってベンチャー企業が安く調達ができるという仕組みをつくっていくということです。

続いて、9ページ目、そこにおいてどういう対応が必要かということでございます。今、先行事例としては、実際に使われている女川の事例でございまして、そこから今後緩和が必要であろうというものと効果を示しております。

まず、支払方法の制限ですけれども、先行事例である女川の事例では、SPCを設立しまして、地公体が実際に発行することができてないので、それ待っている時間もなかったので、我々が擬似的にSPCを立ててしまいました。そこで工事が終わったらSPCが債権を発行するということで、擬似的に地公体が発行したのと同じ効果を発生させまして、それを我々が買い受けているということをやっています。これが、一番いいのは発注者自身が発行していただくと、そのSPCの運用コストというものが年間数百万円かかりますので、実はそれもなくなるということで、一番それがスキーム的にはすっきりしてまいります。

そうなりますと、そもそも効果としては電子債権の割引によって早期の資金化、これは当然進捗されますし、あとは現金の交付によるタイミングは、地公体側の期日にお金を払うということは変わりませんので、ここは変わらないということで、特に財政的な負担が必要になるということではないことがあるのだろうと思います。

そういった意味で、地公体が電子債権で支払うということが実は今までなかつた事象ですので、ここが必要になってくるかと思います。

次に検査手続、ここも現在は三菱総研が発注者にかわりまして、タブレット端末等を用いた検査をやっております。部分払いに必要な要件をあらかじめ明確化しておき、それを民間が連携して客観的に評価化できるような指針のようなものを逆につくつけていけば、それを活用してこういうステップがあればそこで工事が終わった部分については、例えば地公体が払ってくださる。建設業界の通常の工事の場合にはそういう制度がありますので、それをもう少し一般化してこういった指針をつくればそれに基づいてリスクのとり方というのが私どものほうでもできるのかと考えています。

さらに、債権譲渡でございます。ここは債権譲渡の禁止ということは特にうたわれてはないのですが、従来公共工事の分野ですと、国土交通省が制定するひな形を参考に色々な契約が公共工事の場合は結ばれているのが通例でございます。

ここで、債権譲渡が可能な場合というのも明文化していただきまして、そういうオフ

イシャルのひな形としてこういう新しい仕組みに対応したものをつくるっていただくことで、債権譲渡に関する弊害、実務的にはほとんどないので、そういうしたもので担保していたただければ、より普及が加速度的に進むのではないか。それをこういったスキームの中で今回、ひな形みたいなものをつくれれば、それが広がることで支援できるのではないかと考えております。

具体的な新たな措置に対する提案ということで、10ページ目で大きくまとめております。上の五つが公共工事分野へベンチャー企業が参入するというところに求められる緩和措置。下側の三つが今、申し上げたことを始めとする公共工事分野の電子記録債権の活用というものでございます。ベンチャーの参入促進という観点につきましては、一番上から申し上げますと、参入資格、こういった要件の中で実績主義であるとか従業員の状況といったものでかなり細かな制約が当然ございます。こちらを求める緩和措置といたしまして、ベンチャー企業活用型の公共調達を行う際に、実績要件や資本の額など、資格要件を大幅緩和するという運用を導入していただきたいというのが一つ目でございます。

二つ目は、官公需における中小企業者の受注の確保に関する法律に関してでございます。右側の青字の部分にまいりますと、ベンチャー企業の受注機会確保の努力規定、例えばこういったものを盛り込むことで、意図的に新しい技術あるいはイノベーションを促進するような枠組みが既に見据えられる需要を使って促進できないかという内容でございます。

または、達成指標、これは具体的にはベンチャー企業の発注率に応じた各種交付金の優先充当等の施策等を政策的に行えないかという提案でございます。

三つ目が、建築基準法の全般にかかった部分でございますけれども、大臣認定手続の迅速化といったものがございます。特に法的な要件ではございませんが、情報通信やロボット技術等、施工の効率化につながる施工技術の認定手続等を行う専門機関や組織、あるいはそういったラインというものが設置されることも検討に値するのではないかということを挙げさせていただいております。

四つ目が、公共工事関連の積算基準等についてでございます。今後私どもで考えているイメージ像は、身の回りの道路を例えればそこに住んでいる主婦の方々だとか、シルバーの方々、自分たちが使う道路ですので、こういった方々カリプレースメントできるような世の中であれば、人口減でも働く人のプールが増えますので、解消できるのではないかというコンセプトでございます。ここに専門的な技術をICTや体力的な部分はロボットなどの省力化技術、こういったものでまかないまして、達成できるのではないか。

あわせて、それによって生まれる生産性の向上によりまして、単に安くなるということではなくて、付加価値が増える、賃金が増えるということでより業界としてもこういったものを積極推進していきたいということが言えれば、促進されるのではないかと考えております。

さらに五つ目でございますが、企業のベンチャー投資の促進税制。これは既にある税制で出資額の8割を上限として損失準備金として一般事業法人が投資する場合には損金算入

が認められるという税制は既にございますが、これについても実際に使おうとすると対象ファンドの規模要件がかなり大きかったりだとか、あるいはその上限として一定の要件を満たすベンチャー企業への投資については、8割ではなくて、全額を損金算入を認めていただいたりだとか、こういう工夫もあればよかろうと考えております。

下側三つにつきましては、先ほど御説明させていただいた内容と重複していますので、割愛させていただきます。

以上、ちょっと駆け足になりましたけれども、大きく八つの新たな措置に係る提案ということをさせていただきました。

○八田座長 どうもありがとうございました。

そうすると、こちらの公共工事分野の電子記録債権のところですが、これはここに書いてあるような法律ですね。

○上原次長 最後割愛してしまったのですが、具体的には支払方法、ここに当然電子記録債権というものは元々なかったので、当然明文化もされていないということで、ここを明文化することによって、そういうことができるだろう。

○八田座長 女川ではどうしたのですか。

○上原次長 女川ではそれを乗り越えられるまで時間がなかったので、女川では債権譲渡、債権を譲り受けることを先行させて、それで最後は支払われるだろうと金融機関がリスクをとって、SPCが発行したものをおにかわるものとしてみなして、今、ぐるぐる回しています。ただ、それをやると実体的にはストラクチャードファイナンスと同じ仕組みで担保しているのですが、SPCを運営するためのコストが数百万円かかるので、それを誰かが負担しなければいけないという問題が残ってしまいます。

○八田座長 しかし、めちゃくちゃ大きい問題ではないですね。数百万円の程度ですから。

次の部分払いの限度額、これも今のところはなしにやっているけれども、これはできるでしょうという話ですね。写真がきちんとあるのだから、そうすると随分リスクが減るということだから、これが一番大きなことかもしれませんね。

○上原次長 おそらく10分の9というものの部分払いしていただく部分の残りの1割は何なのかというと、再入札等をするときのコストを考えると1割程度留保しておきたい。多分これが背景ではないかと思うのですが、ここも新規産業の育成という観点では何らか可能にする余地があるのではないかということで挙げさせていただいております。

○八田座長 今のところは部分払いがこういう形に対して認められていないわけですね。

最後の債権譲渡、これはそうですね。それから、ベンチャー企業に対して一般的に促進するような方策を講じるというのはいいと思うのですが、どこかがリスク負担しなくてはいけなくて、それはより効率的、合理的な形で当事者に負担させるのか、当事者の事業者に負担させるのか、あるいは公的に負担するのか、色々考えられると思うのですが、ここでは例えば途中段階まで写真で見えているわけだから、そこを利用して動いていくというわけにはいかないですか。

○上原次長 例えば全部ができるわけではないと思ってのですが、例えば道路などでいうと、最初は非破壊の検査などがあります。これは検査したら終わっているわけなので、そこを終わりましたというところを何らか動画でもいいわけなので残すであるとか、そうすれば終わったわけです。後は手続の話ですので、例えばその段階で支払いということはできるのではないかとか、あるいは道路のリプレースメントというのは、基本的には削って上に塗るという作業ですので、ここもある一定程度簡単ではないか。

ただ、オフィスビルのような非常に込み入った構造物でございますと、ここは難しいと思います。ここはめり張りをつけてできるところからやっていって、その技術が高度化していくって、次の構造物につながればいいのではないかと考えています。

○八田座長 ということは、上と下と全く別なものではなくて、リンクしますね。対象によっては。

それから、どこの地域でということを考えていらっしゃいますか。

○上原次長 実際には、今、色々な地公体にもこういう呼びかけをしておりますけれども、一番大きいものは東京のエリアでやらせていただくのが、非常に需要が多いと思いますので、一つはいいと思います。

○八田座長 分かりました。

原委員、何か。

○原委員 入札参加資格のところで、これは自治体によって相当程度違うものですか。

○川崎上席調査役 普通の公共調達の中でも公共工事につきましては、基本的に工事の規模などに応じて入札できる業者のランクが分けられていて、Aランク、Bランク、Cランクといったように経営の規模等で決められるため、そこにベンチャーが入れないというところがあります。特に経営事項審査ということで、これも国土交通省のほうで決められていて、実績や従業員数などで点数が決まってしまい、なかなか参入ができない。それも一般競争入札になれば基本的に出られるのですが、その中でも審査基準として実績という項目が必ず入ってまいりということで、実質的にはどの自治体におきましても、ぱっと出のベンチャーが公共調達に入るというのはかなり難しい状況です。

○原委員 では、国土交通省のガイドラインがあって、どこでも一定程度そういうことが。

○川崎上席調査役 工事分野につきましては、工事成績評定の仕組みのように、工事発注時に事業者を選ぶ際の評価基準について、もちろん各自治体ごと、あるいは工事ごとに違ったりするのですが、主な評価項目としてはほぼ一緒になっているのが実態だと思います。

○八田座長 それが先ほどの御説明では例えば複雑なビルをつくるのには、簡単にベンチャーを入れるわけにはいかないだろう。ゆっくり積み重ねていかなくてはいけない。でも、非破壊検査みたいなものにまで同じ基準を適用しているのはおかしいではないか。特にこういう技術を使うと即座にチェックできるから、組み合わせてやればいいだろうというお話をですね。

○川崎上席調査役 大規模の建設工事に関しましては、例えば一つのベンチャーにすぐに

任せることは難しいと思うのですが、ベンチャーと大手のゼネコンがもっと連携して、その中で迅速に技術を開発して、建設に生かしていくということも目指すべきではないかと思っています。

○八田座長 分かりました。

○原委員 一応、ベンチャー促進特区というのは今六つある特区の中だと福岡が頑張っているのですが、主に東京なのですか。

○上原次長 特にどこというところまでは詰めておりませんけれども、比較的ベンチャーの集積度合いが高いところが東京で、その中でIOTだとか色んな技術をシステムとして回しやすいと思いましたので、先ほど申し上げました。

○八田座長 どこでもいいから突破してほしいということですね。分かりました。

どうもありがとうございました。